

## 第99回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年1月15日(月) 午前9時30分から10時30分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 (12人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (2人)

- 3番 大谷 正樹
- 12番 沖 貴美枝

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の事業計画変更承認申請（期間の延長）について

審査会1 農業委員提案事案の審議取扱要領の策定について

審査会2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洗平

議長 それでは、只今より第 99 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 3 件、審査会 1 件、報告事項 2 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名です。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 6 番小柳委員と 13 番田中委員によるしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、神奈川県横浜市●●●●、申請地、大字久賀、字森久保西、地番●●●●、地目畑、面積 706 m<sup>2</sup>です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 374 m<sup>2</sup>、取得後は 1,080 m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、所有権移転仮登記を済ませていた申請地を譲受人が譲り受けるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘や季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 この案件担当委員は沖委員でございますけど先ほど急きょ欠席ということで連絡がありましたので補足説明については事務局から報告申し上げます。

事務局 はい。家の隣に位置しており、家が建ってからずっと譲受人が管理しているため問題ないという報告を受けております。

議長 ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、山口県平生町●●●●、申請地、大字西三蒲、字登遊、地番●●●●、地目畑、面積53㎡他4筆、合計752㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在4,560㎡、取得後は5,312㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、申請地を開墾し柑橘を栽培したい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

先日推進委員さんと一緒に現地を見に行きました。すぐ隣に譲受人の田があって管理しているので問題ないと思います。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。  
続いて、日程2、議案第2号、農地転用等の事業計画の変更の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の事業計画変更承認申請（期間の延長）について、No.1申請人、譲受人広島県広島市●●●●、申請地大字志佐字遠田浜地番●●●●、地目畑、面積、1, 100㎡他2筆合計2, 428㎡です。事業計画はキャンプ施設で変更の区分は期間延長です。変更前の進捗状況としては20%です。変更内容として期間が令和5年4月24日から令和5年7月23日の所を令和5年4月24日から令和6年12月31日までの期間延長となっています。続いて事業計画の変更の内容について説明します。資料は9ページから12ページをご覧ください。本事案については、昨年4月14日の総会において、ご承認いただき、令和5年4月24日付け指令 令5周防農水第5号の5の3で許可された後に、工事の終期を変更するもので、令和5年7月23日までのところを約1年5ヶ月間延長し、令和6年12月31日までとする「事業計画変更申請」になります。内容は、キャンプ場施設として利用するものです。工事途中で事業再構築補助金の申請を行うこととなり、それに伴い工事を中断しなければならなくなったため、この度の計画変更が申請されています。

議長

引き続きまして、地区担当の7番 袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番

以前これ出ておった物件ですけど今言われたようにちょっと中断をしております。その時に県道側に石組みをした擁壁、背の高さ1m50くらいの擁壁を組みあげておったんですけど、田中委員さんからあれちょっと強度はどんなもんかというので確認をとということであったんですが、事務局の方でその辺の対応はしますということで、私は直接この会社の人は広島ですので会うこともないので事務局の方にお任せして対応していただいたところです。別に荒地であるよりかはちょっとでもこういう形で利用ができればいいかなという感じです。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。  
田中委員。

13番

昨年の7月23日が当初の工期末で今回12月に申請が、変更申請延長申請が出されたということでその間申請者に対してどのような指導がされてきたの

かちょっと事務局からご報告をお願いします。それと事務局についてはですねこの当初の7月23日までに終わってれば完了報告がされるんでそれがされていないということは事務局は工期が終わっているということは把握していたんじゃないかと思いますが、その辺について経緯を少し詳しく教えてください。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい。昨年7月23日までという期間までで事業が進んでいなかったの電話でまず確認しました。申請者に対し。その際にちょっと計画が変更してということで直接来庁してくださいということで、期限が過ぎてしまったからの来庁になってしまったんですが。その際に基本的にはキャンプ施設の工事についてはそのまま行う予定ではあるんですが申請の内容に書いてあるとおり事業再構築補助金の申請を行うという予定があって工事ができないという話でした。でしたら工事期間の延長に伴う事業の計画の変更を行ってくださいという指導をさせていただいて、遅くはなってしまったんですが12月の申請に至った経緯がございます。以上です。

議長 田中委員。

13番 今のご説明だと当初の工期が終わってから計画変更等の指導をしたということだったと思うんですが先ほども申しましたようにですね、事務局には完了報告がされるものなので工期末に終わっていないということはそれが出していない、完了報告がされていないということは工期末にまだ終わっていないということが明白なのでその辺は事務局は把握できなかったということなのかそれともそれはもう了解したうえでのこの手続きなのかちょっとその辺を教えてください。

事務局 おっしゃる通りで、今回は本来でいえば工期の期間が終わるまでに工期の終期の変更の申請を出していただくようにはなるんですが遅くなってしまったことは今回の手続きとしてはよくなかったと認識しています。直接お話しさせていただいて工事期間の延長の申請は何回も早く出してくださいと催促はさせていただきました。なかなか出てこなかったのなぜ遅くなったかというのと今後こういうことがないようにという書類も併せて出していただくということでお願いしております。

議長 田中委員。

13番 まあこういった案件2件目なんですけど最近ですね私が知る限り。まあ再発防止策ということにもなると思うんですが先ほどから申し上げている通り事務

局はまあ担当委員の責任というか役割ですよというご説明もいつかありましたけれどまあ事務局もそういった形で物理的にですね工期が終わっていることがわかるのですからその辺は事務局だけに責任があるというわけではないんですけれど総会で例えば工期もう終わってますよということは総会に報告なりをしてですね情報共有をされるべきじゃないかと思えますけどその辺はですねまあ今後の再発防止を含めてですねどういう風な形で今後やっていくのかその辺の考えがあれば方針があればですねちょっと教えていただきたい。

議長

この案件については気になって確認をした限りから言うと農地法関係事務処理要領の 158 ページに農地転用許可後の事務処理要領が載っています。その中で書いてあるのは事業実施の督促と事業実施の催告なんです。催告をしてでも催告に変わる部分が事業計画変更の手続きを取らせるとなっています。逆にそれぐらいしか書いていない。田中委員のご提案があれば具体的にそれをどうやったらいいのかご提案いただけませんか。角井委員からご提案があった案件、今回この後で審議する案件につながる部分なんですけど。田中委員としてどう思うのかそのあたりを提案いただいた方が審議が進みやすいと思うんですけど。農地転用許可後の処理要領はザクっとしたことしか書いていませんからもうちょっとこれは細かく定めるべきだというご提案かと思えますけど。田中委員。

13番

もちろん最終的にはですねこの事務処理要領を補強っていうんですかね改正して細かなことを決めていくべきだというのは前々から申し上げておりますのでまあその辺は提案しろというんだったら提案をしますが。今申し上げているのは工期が終わっているのは明白だったんだからまずは総会への情報共有総会へ報告するとかこの案件は工期が終わっている、今申請者を呼んで事情を聴取してますとかそういった情報共有をすべきではないんですかということをお願いしたんですが。その辺どうされるのか事務局として特にお考えがないのであれば別に答弁はいりません。で今後私の方で提案しろというんだったらそれもやぶさかではありませんのでそういうことで質問は終わります。

議長

ご提案いただいた方がいいと思います。お願いできませんか。こうやったらいいじゃないかということに関して。そのあたりを含めて角井委員が提案されておる話ですから。田中委員。

13番

もちろんします。そりゃあしろというんならしますが現実として工期が終わっているというところで情報共有されている課題なんでそれは皆さんこの総会の皆さんが私に中身を考えろということであればですねそりゃあ考えますけど。まずはこの総会でどうするのか私はその提案する内容でそれをたたき台

にして議論するというのであればそういう形を取りますが私が言っているのはその細かい話じゃなくてまず情報共有すべきじゃなかったんですかということをお願いしているだけなんです。それについて事務局の考えがあればお聞かせくださいという質問をただけなんです。でなければなくていいですと現時点では。

議長 角井委員。

5 番 今その事務処理要領の範疇には記載がなかったということで、その告知が遅れた不備というのはあったんだと思うんですけど。そもそもとして私らに知らせるべきっていう文脈もないはないんです。今の所。周知が遅れたことによってここまでずれてしまったっていうのが問題であるっていうのは確かにごもつともだと思わないのでまずそれこそ事務局の方へ、あくまで農業委員会としてのどうするのかっていう話に今後なってくるんだと思いますのでやはりこちら側からご提案をさせてもらってそれこそ田中委員さんにたたき台を作っていたりとかで案を出していただいてそれを基に現実的には事務局の負担が多すぎませんかとか逆にここはもう少し頑張っていた方がいい部分ですよとかそういった提案がこちらでまたたいてより良い案にできていくと思いますので。ここでそれこそ事務局がどうしますといったところで結論が出るとも思えないので次回の審議会に回してより話していったほうがいいかなと思います。

議長 田中委員。

13 番 私が先ほどから質疑をしているのは事務局にどうこうせいっていう話じゃないんです。今回のことは情報共有、総会へなぜ工期が終わっているってことを報告されてなかったのかということ。そういったことをこれでもういいんだと言われるんならそれでいいし事務局の考えを聞きたいだけなんです。いやいや今後そういったことがないようにまた3件目が出ないように何らかの再発防止策を講じる必要があると考えているのかどうかそこだけをお聞きしたいんですよ。それ言ってもらえればそのさっきからなんかたたき台を作るとかそういった話はその後のことなんで。とりあえずそれだけ聞いたら私はこの場はいいんでちょっとそこだけそういう気がそうすべきだとお考えなのかどうか。でたたき台を作るにしてもそれは総会でですねそういったものを作って私が総会からも求められたようにたたき台を作るといってもなかなか難しいんです。総会でたたき台を作って審議議論しましょうということであればそれはそういう方向でやればいいんですがとりあえず事務局としてそういった方向でやっていく方がいいと考えられてお考えなのかどうかそこだけちょっと聞かしてください。



議長           そこは先ほど回答済みじゃあないですか。最低限再発防止策を講じるべきだという話がありましたから。

事務局        そうですね。再発防止策っていうことは必要だと思うのでその方法についてはどうするかっていうのは検討させていただけたらと思っています。

議長           それと最終的には総会で協議するにしても何らかの形でたたき台がいる。そのたたき台について事務局が作成するのか田中委員に作成をお願いするのか課題になるんだろうと思うんですが。農業委員からご提案があった協議の方法論については角井委員が前回から提案している案件に通じる案件かと思いましたが。どうされますか。再発防止策を何らかの形で講じなければいけないっていうのは全員の共通認識だと思いますので。

事務局長      今回の問題というのはやはり進捗状況の報告とか完了報告というのは事務局の方に一番最初に出てくるんでその管理がうまくいってなかったというのがまず第一だろうというのは事務局としても言い訳はできないところだろうと考えています。まず再発防止の一番大事なところはその辺の経過をいつまでには完了届が出てなければいけないというのを確実に管理していくということ、これが大事だということでですねまずはそれを確実にやっていくようにさせていただきたいと思います。それとあとこちらの方が指導しても今回のようになかなか新たな計画変更とかいうのが出てこなかったという場合には、これは田中委員さんがおっしゃられたようにやはり総会の方に進捗状況のご報告とかは必要だと思いますので今後はそのようにやっていきたいと考えています。

議長           今局長からご答弁がありましたけれどそれについて何かご意見がありましたら。宮本委員。

1 番           事務局の動きとしてはそれでいいと思います。あとは担当委員が案件を管理する責任を持つというところで一応進捗状況の確認、事務局と担当委員との進捗の確認情報のやりとり、あとこういう計画を許可した農業委員会としての責任とかそういったものをきちっとそれぞれが責任を果たすという意味では許可したものが正しく進んでいるっていうのを共有するっていうのは大事なことです。どういった形で共有するかというのは検討は必要ですけど総会の時に工期が終わりそうな計画がありますとかその程度でもいいので何か総会の時にちょっとお知らせがあれば少しでも現状よりかはみんなでの責任を果たすことにつながるんじゃないかなと思いました。

議長           当面許可後の事務処理要領の中では進捗状況に関しては許可後3か月及び1年ごと進捗状況報告をするというルールは定まっていますけれどもそれ以外に

ある程度適宜の報告を求めるといふ話になるのか。一応そのあたりをもう少しどこまで定めるかはあるのかもかもしれませんが。

1 番 一個一個っていうよりは終わるものが何件ありますとか何かそういうレベルでもいいので。数が多くないので個別案件になることが多いと思いますけど何か意識する機会が総会の中でもあればいいんじゃないかと思います。

議長 一応宮本委員からの提案を受けて今後転用案件に関しては事業完了間近になった案件があればそれぞれ総会の中で報告する、注意喚起を含めた報告になるかもしれませんがそういうことを心がけていくということでここ収めたいかと思いますけど何かご意見がありましたら。そのほかのご意見がないようでしたら採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程 3、審査会 1 に移ります。農業委員提案事案の審議取扱要領の策定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 角井委員より提案のありました農業委員会総会での運営について、先月の総会の審議事項を踏まえ修正しております。この策定案について、審議事項として挙げさせておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 本件についてご質問がありましたらお願いします。田中委員。

1 3 番 最初にですね通告してないことなんで申し訳ないんですがこの要領はまあ例えば事務局とか会長から提案があるということもこれ含まれるということでもよろしいのでしょうか。

議長 農業委員ということですから会長であっても農業委員の一人ですよ。会長権限があるかどうかのことでなく。だからそこまではあると理解しています。事務局に関しては農業委員ではありませんから農業委員提案の案件と理解しています。

1 3 番 ということはですね例えばまあ 1 1 月から総会運営の方法が変わってます。こういったことをですね例えばこれはもう総会のということよりはまあ通達みたいな形で一方的に決められたんですがこういうことは本来総会に諮るべきじゃないかと思いますがまあ例えば事務局からこういった今後こうしま

すということを通告すればまあこういった要領に従わなくてもいいということであれば例えば私が事務局にお願いしてこういうことにしてくださいねという形で提案をしてもらえればこの要領の範疇ではないということになるということなんですかね。

議長 あくまでこの案件は農業委員が提案をした案件です。ですから総会の方法論を変えた11月総会の時に変えたその時点で最初に報告申し上げたつもりですけど、私から。こうやって協議会と総会を変えますよというのはご報告申し上げたつもりです。

13番 もちろんそういう風に言われましたけど。いやいや私が言っているのはですねこの取扱要領で委員からの提案はこういう形で事務処理要領に乗っ取って審議しますよと提案して審議します。で同じ提案をしてもですねこの要領に基づかずに例えば事務局を経由して事務局から出してくださいねといった形で出してもらえればそれはこの要領の範疇ではないから審議しなくていいということになってしまうんじゃないんですかねということをお願いしているんですが。

議長 角井委員。

5番 今この要領に乗っ取ってやらなくてもいいのかどうなのかという話をされてるんですけどそもそもこの要領というのはまだ決議を通過していないので、まだこれに従ってやる必要というのは現時点ではないはずですよ。

13番 いやいや11月の話じゃなくて今後の話。

5番 今後は決を採った後であれば少なくとも過半で通った場合には原則これに乗っ取ってやっていただくという形にはなるんじゃないかと思います。

議長 田中委員が言うように事務局を通じて提案する案件も協議の中に入れてくれということで決定されれば対象になるということですね。その議決次第。

13番 だから同じ提案をしてもですね脱法行為ではないですけどこの要領に従ってこの提案を出して総会で議論してくださいねというのがこの要領。これを事務局に渡して事務局から提案してくださいねっていったら総会の審議を経ずに決まってしまうということになったらこの要領の意味がなくなってしまうんじゃないんですかね、その辺の扱いはどうするんですか。これも事務局に含めるとか含めないとか私はそういうことを言ってるんじゃないんでその辺はどういう風に切り分けるっていうか整理するんですかねということをお聞きしてるんですが。

1 1 番

今回この取扱要領ですか、これの趣旨が1, 2, 3と項目別に書かれているんですけどもこういった農業委員が提案する案件これについて事務局にまず出します。事務局が3項目になるんですけど議案の審査こういう項目が書かれていますけどこれを見ますと会長並びに職務代理者が必要に応じ助言等を提案者に行ったうえ審議可能な案件であるかどうかこれを提案者に通知する、その決定を。こういう文書で始まっているんですけどなぜ農業委員会でみんなが意見出し合って審議しないんですか。先に結論ありきである程度まとめて固めたやつを議案に載す。そうしたらあとは採決のみで中身の提案の趣旨になりますね。それと5番目に取り組み・ルール・基準については今回限りの限定版ですよと。3期3年ですか。こんな限定的なものをなぜこの周防大島町農業委員会だけに限られた制度ルール作りをするのか甚だ疑問であります。もともと私も今回農地六法に書かれている農業委員会第7章から始まっていますけどこういったルール規則あります。それとまた周防大島町には周防大島町農業委員会の会議規則こういった規則もあります。こういった規則と矛盾してないですか。むしろ法律に抵触するよなというものもでてくるんじゃないですか。

議長

これは私の方から報告させていただきますでしょうか。一番根本は先に農業委員会私と職務代理者、事務局と協議をするという話にさせてもらったのはすでに農地法ないしは農地法施行規則施行令それあたりで定められている案件があるなら諮ってもしかたないそっち側に入っていないということを確認する必要がある、上程するにあたって。農業委員会法ないしは他の周防大島町農業委員会の会議規則ですでに定められておるんがあったらば上程する必要がないから提案者に協議する。それがないんならば定める必要があるんだろうというような案件です。最終的に議決されるかどうかは総会で決めればいい話ですから。角井委員。

5 番

今の質問に対してご回答させていただきます。3番の方事務局は提案を受理したときに審議可能な部分についてなんですけど例えば現行でいいますと農地の下限面積要件というのはいまもう定められています。これは国の方だと思います。それをすでに定められているのに対して周防大島町ではやはり5反50アールは必要じゃないかといったような提案がなされたとしても明らかに上部での決定と反する場合にはここで仮に議決を取るとするのは今廣岡会長からもありましたが時間をかけたところで変えることもできない部分、そういった提案がなされたときにはもうすでに決まっていますよということ審議まであげないほうがいいんじゃないですかという提案を事務局の方から提案者にさせていただくということともう一つ会長及び職務代理者に通知する旨なんですけど私のあくまでイメージになりますが読んでもらって理解ができない部分、こういったものがあるときにこちら辺がわかりにくいのもう少し説明してくださいとか、ああいったことを事前させていただくこと

でこの審議会なりでよりわかりやすく提案に対して説明できるようにしていきたいというところでございます。ですので結論が出た状態でここに持ち上げるというのではなくより分かりやすい形でここに持ってきて審議をしていただくそのためのワンクッションだをご認識いただければと思います。また5番可決されたルール基準については1期3年は運用するというのは継続運用は最低でも3年は行いましょうという意味でありまして3年というか1期ですね、決を採った人間は最低でも3年は1期は運用していきましょうと。極端な話でいえば最終期に提案された内容について議決を取って人員が変わったときに関しましてはこの3分の1の方と関連があるんですけども人員が変わった際に以前にそうやって策定されたルールが望ましくないと思われる委員さんがいらっしゃるんであれば1名からでも改廃の提案をしていただければと。こういったルールが定められてますよということで配布していただいてそれに対して疑義があれば1名からでも改廃を求めることができる、という条文になります。なので3年運用したら廃案になるという意味ではありません。田中委員の方はちょっとわからなくなってしまったのですけどもう一度よろしいですか。

13番 この要領でここへ提案しますというものをですね、私が提案しても事務局は受け取ってくれないでしょうけどたとえば事務局にお願いしますとこれ総会で出してくださいという風をお願いしたらこちらは総会の議論を経ずに決まってしまう。こちらは総会の議論同じものでも総会の議論が必要。その辺の整理はどうやってやるんでしょうかと。

10番 今の田中委員の質問なんですけど結局農業委員の方から提案する内容ですので事務局通そうがここでやろうが結局は農業委員が提案したものという形で事務局からだれだれが提案したものですという形で審議かけてもらえばいいんじゃないかと。別に抜け道をね、事務局の方にやれば抜け道になるということはないんじゃないかなという風に思います。

13番 そうであれば抜け道にはならないんですけど例えば11月の総会で総会運営の方法を変えますということは別に総会の議論を経ずに事務局から会長でしたかね提案というかも一方的にこれで行きますという風に決められたんです。例えば私がこの提案があってこれを事務局に出して私からの提案として審議してくださいと今言われたように言うんだったらいいんですよ。ただ事務局が今後はこれで行きますという風なこともできるんでしょうからそうであれば抜け道になりますよねということをお願いしたんですが。

5番 田中委員さんがおっしゃっているのは総会と審議会に分けたのが急だったけどなんでだろうかという話をされているってことですかね。

1 3 番 それはわかりませんよ。

5 番 1 1 月に突然変わったというのはどれの話をしているのかなとちょっと私  
わかんなくなってしまうて。

1 3 番 議案についてだけやってその他のことは関連する意見については総会外でや  
りますよという運営方法になったじゃないですか。それは別に総会で決めた  
ってわけじゃなくって事務局がまあわかりませんが決めたことですよと  
決めれたんですよと。だからそういう方法でやれば決められるっていうこ  
とですよ。総会の議論を経ずに。総会の運営方法すら変えられるんですか  
ら別にどんな提案であって内容であってでも変えられますよね。

議長 その部分については総会は議案として上程しておるやつに限るべきだとい  
う指摘を色んな所から受けましたからだから変えたんですよ。それが不満で  
すか。なんでいけんのかかわからない。

1 3 番 いやいやそれは総会で決めることじゃないんですかということ。

5 番 これ例えば今たたいてるのは審議会ですよ。

議長 今回のやつはまだ総会です。総会の中で議案として計上しておる案件はそれ  
を審議するのは総会。

5 番 審議会というのは。

事務局 審議会というか協議会ですね。

5 番 協議会というのは議決を経ない。

事務局 総会とは関係ない、議事の内容とは。

5 番 そうしたことなんで今総会でやっているということですね。やり方が何か変  
わったんですか。

事務局 基本的には事務局の諸連絡があってそのあと何かご質問はということで色々  
総会の議事内容とは関係ない話が出たりしてたんですけどそこは一旦総会は  
終わらせてそこから協議会ということで話を進めていっているということ  
です。

議長 若干ここは条文自体を確認させていただきますけど周防大島町農業委員会会

議規則の第7条で総会は通知及び公示をした議案についてのみ審議することができる定められていますから基本的には文書通知をした審議案件に関して審議をするのが総会、それ以外について審議をするのを協議会と区分をさせてもらっています。以前はそれが全部ひっくるめになっていましたから色んなところからの指摘を受けて訂正をかけたのが11月総会から。

5番 ということであれば要は正しい運用方法に直したという形になるという認識でよろしいですか。

議長 これに関連して何かご指摘ご意見がありましたら。田中委員。

13番 じゃあ10月までは間違った運営をしてたということになるんですかね。私はそういう風には思いませんけど総会の中で色んな農業委員って農業委員会ってそんな議案に関することだけ今会長が会議規則でそういう風に定まっていると言われましたけど10月までは結局その他の色んな農業振興に係る意見とかも議論されてきたと思うんですよ。でその議論っていうのは結局議案に直接関係なくても次の総会そののちの総会の議案に関係することだってあると思うんですよ。で無駄な議論をしているようなことは一切ないと思うんですよこの総会で。でそれを総会この会議規則に則って厳格にということかです。ね協議の意味で捉えてやるって言われるんであれば10月までの総会の運営方法が間違っていたということになるんでしょうけどその辺はやはり説明はもうちょっと丁寧にやってもらわないと。まああの私が11月から総会を運営を変えたというのはそれは当たり前なことだと言われるんですけどいままでですねずっと10月までその方向でやってきてまあそれを正しい方法と言われるんであればちょっと私はそこは納得いきませんが正しい方法に変えるって言うんだったらそこら辺の説明をですねきちっと理解してもらわないとやっぱり私が誤解しているって言われるんかもしれないですけどそういう誤解を生みかねないんでちょっとそこらはお願いしたいところです。それはそういうことであればいいです。じゃあ事務局から一方的にそれを変えるというようなことはないということなんでしょうからまあこの事務処理要領に基づいてやると。でさっき東谷委員からもありましたけど5番の3分の1以上の委員が改廃を求めればできますよと前回もこれ申し上げたんですがここで3分の1を規定してしまうとですね会議規則で定めるその動議の権限を奪ってしまうんでそこらへんは抵触するんじゃないでしょうかと質問を前回も申し上げたんですがそれは抵触しないということよろしいんですか。

5番 こちらの3分の1以上という議決に関してなんですけどまず今後作られていく新たな取り組みルールに関して拘束される人員というのがまず農業委員そして強いて言って事務局このメンバーに限られます。まず1名からの動議に関

してなんですがこれに関しては議決を経たものと経てないものとで明確に分ける必要があると私は考えています。人員に関してなんですが議決を経たものの仮にですが10人票の賛成1票の反対で議決されたとして翌総会でその1票の反対の方がこれは問題があると永遠に提起ができるという状況が理論上は発生します。円滑な運用とはおそらくとても言いがたいその1名の永遠の問題提起になるんですけれどもこれをルール上は問題ありませんと言ってずーっと認め続けるというのは明らかに不備があると私は考えますので3分の1以上というある程度的人员が問題と認識しているという状況をもって定義させて決議を経たものを修正していくという段取りの方が妥当ではないかと考えていますので3分の1、当初は3分の2以上の確か提案をさせていただいていたと思うんですけどそれに関しては一文3分の1以上というどこかに条文があったと思うのでそちらへのすり合わせを行わせていただいたという経緯だったと思います。以上です。

13番 3分の1以上っていうのは総会の招集権なんでですねそれとはまたちょっと違う話になるかなと思うんですが要するに今のご説明だとこの会議規則の1人以上の動議権これを改正しないとこれもちょっとこの会議規則の動議権っていうのは議案提案権っていうのはすべてを網羅しているんで一度決めた新しく決める議案についても改正する議案についても全部網羅したものなんで今言った理論が正しいとすればこの会議規則の方を改正したうえで会議規則があって要領を定めること自体ちょっと私もよくわからないんですがそうであれば会議規則をまずは改正する必要があるんじゃないかなと思うんですがその辺いかがですか。

5番 会議規則に関してはこちらの条文があるということは私も認識しておりませんでしたので現時点その条文には私は不備があると思います。なので3分の1議決を経たものに関しては3分の1以上という追記をすることを次回以降提案させていただきたいと思います。

13番 ということは要領はどういう風にされるか会議規則があって要領が先に定まってしまうと会議規則に抵触してしまうことになるんで今のご説明だとまず会議規則の改正をしてそれから要領を定めるんであれば要領を定めるべきだと思うんですが。

議長 条項の説明をさせていただきます。会議規則そのものは総会の議案に関しての会議規則なので農業委員からの提案事項に関して今回総会に諮ってますからその部分に絡むんかもしれませんけれど。基本的には総会の議決に絡む案件が会議規則になります。

13番 いや会議規則は総会でこの事務処理要領はじゃあ何をどういう範疇なんです



- かね。
- 議長 農業委員提案に係る協議の案件についての議決です。
- 13番 それは総会の議案ということじゃないんですか。すなわち。
- 5番 今総会で行っておりますのでこちらに関しては私は総会の議案として認識しております。なので現時点1名からの動議というのは当然上位文章が生きておりますのでそちらが妥当であると考えます。
- 13番 じゃあこの事務処理要領はどうされるんですかね。このままここで議決されてこれが正式に公布されれば施行されればこの会議規則と抵触することになりますけど。
- 5番 会議規則に抵触すると考えられることに関しましては二通りやり方があると思います。現時点この3分の1を活かしたまま議決を経て施行する後に条文の方からの修正を持って整合性を取る、あくまでこれは賛成多数で議決された場合の話をしていただいているんですけども。もう一つはこの部分を1名からに変更しておいて条文の方への加筆修正を行った後こちらの修正を改めて諮るこの2点です。
- 13番 それはわかるんですけどだから今例えば今日から要領施行しますよということになるとこの会議規則を改正するまでの間は会議規則に抵触する要領ということになるからそれは好ましくないですよ。だからその議論がありますよとだから会議規則を改正する必要が一人以上の動議というのを改正する必要があるんであればまずは会議規則を改正してからそれからこの要領の策定をするべきじゃないか。まあ最悪この要領の施行日をもっと会議規則の改正後というようなことにすべきじゃあないのかなとは思いますが。以上です。
- 議長 先ほど角井委員が言われたのは後の方は1名で議決しておいてという話ですよ。1名で議決してその後会議規則あたりの修正があったらば3分の1に変えることもある。
- 11番 今の規約の改正の件ですけども田中委員が言っている会議規則、周防大島町農業委員会の会議規則だと思いますけどもこの中に第14条に総会の議事は出席委員の過半数で決するとこのように書かれています。こうした中また新たにこっちの方は別ですよという形でルールを3分の1の農業委員この件に関して農業委員の提案事項案に関しては3分の1。それとまた私結論から言いますと今回こういった問題長くやっていますけれども取りやめたらどうですか。必要であればこれから色んな部会を設けて早急性がないわけですから

時間をかけて時間ならいくらでもあると思います。忙しいけれどもそういった時間は取れると思いますのでそういった時間にみんなが納得するような農業委員会で話し合っただうするかというのを決めていけばいいんじゃないですか。それで大島町の農業委員会の会議規則の中にもう一つ第11条に書かれていますけれども委員は議案について自由に質疑し及び意見を述べる事ができるとこのように大島町の農業委員会の会議規則にあります。こういった正当性が全くないし一応もうちょっと時間をかけて今日結論を出すんじゃないかと別の機会にまた時間かけてまたゆっくりやっていけばいいんじゃないかと思ひます。

5 番

今回ご提案させていただいたのがですねそもそもとしては大分以前に田中委員さんが口頭で事務局に対して説明をするそれに対して口頭で廣岡会長が応答し続けまして率直に言うとして置いてけぼりになった審議に参加できない審議という機会が何回かあったと思ひます。こういった問題を受けましてより審議に参加しやすい理解しやすいような形を模索して私なりにこの回答というか提案として今回の事前に提案があるものについては事前に書面で提案し内容が参加農業委員によりわかりやすくすることで審議のより良い審議というのをできないかというところから始まっております。かなりこの文書が固く難しくなってきたおるんですけれども今回提案した中で一番重要な部分といたしましては事前に書面でわかりやすく出しましょう事務局さんの手続きという書類送付とかのこともありますので期限に関しては他の総会の締め切りに合わせるのが処理としても妥当ではないかという部分。この2点が決められれば十分だったんですけれどもかなりいろいろな修正案等いただきましてだんだん難しくなっている。もう一点3分の1がどうだこうだという話に関してなんですけれども3分の1というのはあくまで議決後の提案者を想定してあります。これは修正が必要なんじゃないですかという提案を3分の1以上がされるのであれば修正について審議するのに対しても一定の利があるだろうということで3分の1あくまで議決に関しては過半をもって決するなのでこの整合性がおかしいですということは私はないと考えています。以上です。

1 3 番

私もその書面化するっていうことは賛成なんですですね今角井委員が言われたようにその質疑というところを書面化するということであれば私はそれだけ決めてこの事務処理要領とかで堅苦しいものじゃなくてまあ申し合わせ事項みたいな形でみんなに周知して共有を図るという程度でいいんじゃないかと思ひますけど。それとまあ質疑を事前に通告した場合にですね答弁の方も事前に通告してもらわないとその目的を果たせませんし皆さんにその総会の際に質疑答弁の内容をまあ再質問とか再答弁まではいりませんが一応質疑答弁の内容は書面で配布して情報共有を図るというぐらいまでしないと目的を果たせないのかなと思ひますけどそこらを決めるぐらいでいいんじゃない

5 番

ですかね。

すいませんいろいろ一つ一つ頭に残った部分から回答させていただきます。書面の質問が出てそれに対する回答者が書面での回答を質問者に対してするというのはおそらく事務局側からその通知が来るまでの時間というのがありますので準備ができる場合とできない場合があります。その事前に回答するというのがですね。ですので質問状を受け取って総会の時にそれに対する回答を提示するというのが現実的には委員側として可能なラインではないかと考えています。現行このルールの策定に関してなんですけれども申し合わせ事項でも一向に個人的にはかまいません。これに関しては。ただ今後色んな提案が出てくると思います。例えば農業委員として新規就農者の支援をもう少しするために話を聞きとってみないかとか、ああいった提案がなされたときにやはり口頭でここでぽっと提案するよりはちゃんとこういう書面でどういう目的をもってそういうことがしたいのかと言って結論としてはどこまでができるのかというのはまあわかんないですけども農業委員として問題を聞き取って農業委員の活動範疇の中で支援できる部分があれば支援しようみたいな新しい取り組みといったことも一定こういうルールを作ったうえであれば逆に提案がしやすくなると思います。いままでだったらどういう風にしたら提案ができるんだろうかというアウトラインまったくない状態だったので強いて言えば今回 A4 の紙にまとめて出して印刷のことも考えて A4 の紙にまとめて出してください、その期限は総会の書類の締切期限でこの議決を経ないでただ申し合わせ事項で終わらせてしまうと今度誰がそれに納得したのかとって結局書面を出す方と口頭で言う方と統一が図れないのでこの辺りは決を採って過半数の賛成者がいましたのでみなさんこの取り組みをやっていきたいと思いますという形が一番スマートだと考えています。田中委員さんから制定日の質問も確か以前いただいているんですけどもこれに関しては議決をもって制定日としてしまうのが事務処理上も一番スマートであると考えますのでこの部分でよいかあるいは翌総会での配布をもってとするのであれば翌総会の開催日の日付を付ける程度の制定日になるんじゃないかといいます。以上です。

1 3 番

もう最後にしますけど私が一番懸念しているのは何度も申し上げますがこの会議規則に抵触する要領を定めることはできないんじゃないかと。議決を経る以上ですねやっぱりそこはきちっと外形的にですね満足した形でないといずれ会議規則を改正するにしてもやはりそこは矛盾しないようにきちっとした議案をもって議決するべきだと思います。今日はちょっと採決は難しいんじゃないかと思いますがあとは議長にお任せをします。

5 番

原状この文章の中で整合性がとれないというのはおそらく 3 分の 1 の部分だと思います。こちらを 1 名と修正させていただければと思います。

議長

ここに関して局長さんから指摘あっているのは提案事項の改廃以降4の議決以降に関しましては動議及び議決の方法等については会議規則に準ずるものとするということに修正されたらどうかというご提案もありますから会議規則に基づくとということではここは整合性を図るとということになるのかと思います。周防大島町農業委員会における議決を伴う農業委員提案事案の審議取扱要領という表現をさせてもらったのはこれは私の意見です。一番初っ端角井委員が提案された段階で普通のペーパーでしたからそのまま一件綴りに閉じ込められてわからんようになるのではないかと初っ端に角井委員から提案があったときの指摘事項だったと思いましたがそれでちょっと要領という形にしたんですけれども要領ではなく申し合わせ事項、農業委員提案事案の申し合わせ事項という表現でもいいんですかね。そのあたりでは農地法関係事務処理要領の中に綴じこんでおくのかなと今思っておりますけど。議決以降に関しては周防農業委員会会議規則に準ずるといような表現でそこは整合性を図ることで統一されてはいかかかと思っておりますけどいかがでしょう。

5番

異議はございません。

議長

他にご意見はありますか。趣旨そのものは大体ご理解がいただけると思いますが。議決の方法論についてずっと今議論があって周防大島町農業委員会会議規則に準ずるとい表現をさせてもらったならばそこについての疑義はそんなにないだろうと思われませんがいかがでしょう。一番根本は一番初っ端は田中委員からのご提案があった案件に関して僕と議論になってしまって特に一年目の農業委員の方々が議論に参加できなかった案件、長時間にわたって拘束してしまったことから始まったこの要領申し合わせ事項ということで理解をしておりますけれども。

13番

議論の内容がよく伝わらなかったということはまあ私も反省しなければいけないと思いますけどそうであればやっぱりさっき言ったように質疑回答それはちゃんとペーパーにして皆さんに渡さないと同じことですよね。質疑だけ事務局に渡ってそのままでは皆さん何もわからないここでまた私が質疑して事前に通告したことをそのまま質疑したところで皆さんには伝わらない同じことなんでやっぱり質疑回答は事前に配布すべきだと思います。それと4番以降を修正されるってことであれば議案ですから今回は取り下げてちょっとそんな拙速にですね提案する必要もないと思いますのでしっかり内部っていうかですね提案者の方それから水面下でちょっとよく調整をされて提案されるなら議案として出していただきたいと思います。

5番

修正案等がかなりありますので本日の決というのはなくてもいいのかなと所見として持っております。ただ事前に微調整をしてから提案するというのは

かなり特に新しく入られた方からの提案というのはだんだん難しくなると思うので提案自体は今後も1名から遠慮なくしていただくのがよいと考えています。回答の方の書面送付に関してなんですけど質問の締め切りが総会の締め切り。

13番 事前送付じゃなくてこの場で配布をすべきじゃないんですかと。

5番 回答の書面、提案同封するというかこの総会の際に配布するというのはよいと思います。提案者が書面を準備できるかどうかというのはわからないので事務局側に回答をお伝えして事務局側に書面を作っていただくといった形式の場合もあると思いますが自分で準備できるのであれば自分で書面を準備し準備できないのであれば質問に関しての回答を事務局にお伝えすることでそれを書面化していただくというのはありだと思います。

議長 提案者である角井委員から本日の議決に関しては取り下げるということでしたから修正案を次回上げるかどうかはまた協議をさせていただきます。ですから今日の審議議決は避けます。続いて、日程4、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、日程4報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。東三蒲、小泊にて2件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は13ページから17ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。最後に諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は2月15日（木）午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は2月5日（月）までを予定しております。宮本委員の提案について本日お配りしておりますので、総会終わった後にお話できたらと思います。

議長 では、以上をもちまして第99回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和6年1月15日開催の第99回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和6年 2月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_